

吸収分割に関する事後備置書類
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項)

MN インターファッション株式会社
(旧商号：三井物産アイ・ファッション株式会社)

日鉄物産株式会社

吸収分割に関する事後備置書類
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項)

2022 年 1 月 1 日

東京都港区北青山三丁目 6 番 12 号
MN インターファッション株式会社
(旧商号：三井物産アイ・ファッション株式会社)
代表取締役社長 木原 伸一

東京都港区赤坂八丁目 5 番 27 号
日鉄物産株式会社
代表取締役社長 佐伯 康光

MN インターファッション株式会社(旧商号：三井物産アイ・ファッション株式会社。以下「MNIF」といいます。)及び日鉄物産株式会社(以下「NST」といいます。)は、2021 年 8 月 25 日付で両社の間で締結した吸収分割契約(以下「本吸収分割契約」といいます。)に基づき、2022 年 1 月 1 日を効力発生日として、NST の営む繊維事業に関して NST が有する権利義務を MNIF に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条により開示すべき事項は、次のとおりです。

1. 吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第 189 条第 1 号)

2022 年 1 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 2 号)

(1) 会社法第 784 条の 2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条(債権者異議)の規定による手続の経過

NST は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 11 月 16 日付で、NST の債権者に対し、官報及び電子公告にて公告いたしましたが、本吸収分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に基づき、MNIF に対して、本吸収分割をやめることの請求をした株主はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

MNIF に対し、会社法第 797 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条(債権者異議)の規定による手続の経過

MNIF は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2021 年 11 月 16 日付で、MNIF の債権者に対し、官報及び日刊工業新聞にて公告いたしましたが、本吸収分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する

る事項(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

MNIF は、効力発生日である 2022 年 1 月 1 日をもって、NST から、本吸収分割契約に記載された NST の営む繊維事業に関する権利義務を、本吸収分割契約に基づき承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日(会社法施行規則第 189 条第 5 号)

効力発生日から 2 週間以内に登記を申請する予定です。

6. その他吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6 号)

該当事項はありません。

以 上